

特記仕様書

三 次 市

第1章 総 則

第1条 適 用

1. 適 用

本地区の工事仕様は、広島県の「土木工事共通仕様書」、農林水産省制定「施設機械工事等共通仕様書」「施設機械工事等施工管理基準」に準拠する他、本仕様書により実施するものとする。

工事施工に当たり、設計書・図面および仕様書について疑義が生じたときは監督職員に協議し指示を受けることとする。

2. 準拠規定

本工事の設計及び施工に対し、機器の製作、据付、配管工事、及び電気設備工事は、本仕様書によるほか、下記の諸規定に準拠するものとする。

- | | |
|--------------------------|---------|
| (1) 日本工業規格 | (J I S) |
| (2) 日本電気工業会規格 | (J E M) |
| (3) 電気学会電気規格調査会標準規格 | (J E C) |
| (4) 電気設備技術基準 | (通産省令) |
| (5) 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) | (国土交通省) |
| (6) 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) | (国土交通省) |
| (7) コンクリート標準示方書 | (土木学会) |
| (8) 労働安全衛生法及び同施行規則 | (厚生労働省) |
| (9) その他関係法令及び基準等 | |

第2条 協 議

1. 設計図面・契約書及び工事現場で不明なこと計画設計内容等に変更が起きた場合は、直ちに監督職員と協議すること。
2. 工事の内容及び工法等について、関係者及び地元役員から変更の申し入れがあった時は必ず監督職員に報告し、協議決定してからでないと変更してはならない。

第3条 諸 手 続

1. 工事着手に先立ち、他省庁管理施設（道路・河川・鉄道・電柱・その他公共施設）に関する工事で発注者が認可申請をするもの以外で工事施工に伴う申請（警察署・消防署・漁協等）及び協議をして、その許可条件を順守すること。
2. 文化財指定周辺の工事は関係者（県教育事務所・市教育委員会）立会のうえ指示に従って施工すること。
3. 河川漁業に影響を与える恐れのある工事については、工事着手前に濁水対策施設等の施工について、市および漁業組合の立会いにより同意を得ること。

第4条 工事施工にあたって

1. 工事関係区域内の交通規制および安全施設等は、請負人において責任を持って対応すること。
また、関係区間内における一般車両の通行車線および歩行者通路については、常に維持補修を行

い円滑な通行を確保すること。（必要に応じ夜間照明等設置する）

2. 工事施工にあたっては、第三者に迷惑を及ぼさないよう細心の注意をし、工事用重機械及び諸資材の搬出入等で既設道路・水道管・護岸・電柱・家屋等に損傷を与えた場合は受注者の責任において、速やかに管理者等と協議をして、必要な処理をすること。

3. 工事施工にあたっては、土木工事安全施行技術指針・保安施設設置基準・公衆衛生等に関する諸法規を順守して現場管理を行うこと。

特に豪雨、出水その他天災に対しては、気象予報に十分注意をして、特にこれらに対処できる準備をしておき、災害の防止に努めなければならない。

4. 工事受注者は、本工事により発生する特定建設資材廃棄物（特定建設資材（アスファルト・コンクリート、コンクリート及び木材）が廃棄物になったものをいう。）について、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）を遵守し適正に処理しなければならない。

5. 請負者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万以上の工事について、工事实績情報サービス(CORINS)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「工事カルテ」を作成し、監督員に確認の上、受注時は契約締結の日から10日以内に、登録内容の変更及び訂正時は変更契約締結の日から10日以内に登録機関に登録しなければならない。（ただし、工事請負代金500万以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）また、「工事カルテ受領書」が届いた場合、ただちにその写しを監督員に提出すること。なお、工事請負代金500万以上2,500万円未満の工事については、共通仮設費の技術管理費に「CORINS登録などにかかる費用」を見込んでいる。

6. ダンプカー協会加入者の優先使用について

（1）この契約に係る工事の施工に当たってダンプカー協会の設立、加入等の状況に応じてダンプカー協会加入車を優先的に使用するようつとめること。

7. ダンプトラック等による過積載の防止について

（1）工事用資機材の積載超過のないようにすること。

（2）過積載を行っている資材納入業者から資材を購入しないこと。

8. 建設工事に係る暴力団による工事妨害について

（1）暴力団から工事妨害の被害を受けた場合は、その旨を直ちに報告するとともに被害届けを速やかに警察へ提出すること。

（2）警察から被害届受理証明書が交付され、かつ、工程の調整を行ったにもかかわらず工期に遅れが生ずるおそれがある場合は、建設工事請負契約約款（以下「約款」という。）第21条の規定による工期延長申請書に当該証明書を添付して提出すること。

9. 本工事の工期は、検査期間として14日間を見込んでいる。このため、工期の末日から起算して14日前までに工事の完成及び工事完成通知書の提出を行う。

第5条 跡 片 付 け

1. 丁張・測量杭等の撤去は法面をいためないようにする。

2. 材料置場・仮設物・標識などは速やかに撤去し原形に復すこと。

3. 工事区域内に飛散した雑物は処分清掃すること。

第6条 週休2日制工事について

本工事は週休2日適用工事（発注者指定型）であり、「三次市週休2日適用工事等実施要領」に基づき実施すること。

第2章 ビニールハウス設置工事

第1条 構 造

ビニールハウスの構造は、パイプハウス構造（丸屋根型）とする。

第2条 形状寸法

ビニールハウスの形状寸法は以下のとおりとする。

	間 口	長 さ	軒 高	棟 数	その他
3号ほ場	6.00m	42.00m	1.90m	8棟	3棟は施工済

第3条 材 質

1. 鋼製部材の材質はメーカー標準仕様とするが、亜鉛メッキ又はアルミニウムメッキ仕上げ等防錆処理したものとする。

第3章 機械設備・電気設備

第1条 工事範囲

本工事の工事範囲は次の通りとする。但し工事範囲の詳細は設計図面によるものとする。

1. 工事範囲

- | | |
|---------------------|-----|
| (1) 循環扇 | 5 台 |
| (2) 配管，配線工事その他必要なもの | 1 式 |

第2条 機器詳細仕様

1. 循環扇

(1) 機器仕様

- | | |
|----------|----------------------|
| 1) 形 式 | パイプハウス天井吊下げ型 |
| 2) 台 数 | 5台 |
| 3) ハウス長さ | 42m |
| 4) 風 量 | 100m ³ /分 |

- 5) 電 動 機 全閉形 70W (3φ200V 60Hz 4P)
- 6) 参 考 機 器 AB363NA (フルタ電機株式会社)
- (2) 使用材質
 - 1) ケーシング : 鉄鋼製
 - 2) 羽根車 : アルミ製
- (3) 付 属 品
 - 1) ガード
 - 2) 取付金具その他必要品

第3条 弁類・配管材料

1. 主配管材料

- ア 配管寸法、形状は設計図面による。但し、現場で調整を行うこと。
- イ 使用主配管は硬質ポリ塩化ビニル管とし、十分な強度をもち、損失の少ないものとする。
- ウ 継手部はフ TS 継手を原則とする。(詳細は設計図面による)

第4条 材 料

1. 生コンクリート使用区分

名 称	C/W 比	スランプ	骨材最大寸法	適 用 部 材
強度=18N/mm ²	60%	8cm	40mm	無筋構造物
強度=24N/mm ²	55%	12cm	20mm	鉄筋構造物

強度=24N/mm² 以下は、高炉セメント B 種を使用すること。

第5条 施 工

1. 据 付

- ア 設計図に示す本工事部分の一切の整備を行うものとし、図面に基づき入念に施工し、軸ぶれ、振動など起こらないように特に注意すること。
- イ 本工事にて設置する機器は、運転監視、保守点検が容易かつ安全で合理的能率的に行えるように据付けなければならない。なお、必要箇所はすべて危険防止の処理を講ずるものとする。
- ウ 機器の据付けにあたっては、鋼板製ウェッジ及び鋼板ライナー等を用いて完全に水平垂直に芯出し調整を行う。なお機器の据付け後、芯出し記録等を提供するものとする。

2. 基 礎

- ア 既設部分に基礎コンクリートを打継ぐ場合は、打設面を目荒清掃し、水湿しの上コンクリートを打込むものとする。

3. 塗 装

- ア 各機器の塗装は、工場における試運転並びに検査終了後とし、防錆と清掃に留意し入念に実施を行うものとする。
- イ 塗装に関しては工場塗装を原則とするが、運搬、据付時等において汚れ、傷等が発生した場合、色むら、層間剥離等のないように注意し、据付完了後補修塗装を行うものとする。

4. そ の 他

- ア 本工事の各種検査および試験に合格したときをもって竣工とする。
- イ 本工事施工上、当然必要と認められるものは本工事にて施工するものとする。
- ウ 他工事との取合、調整を十分考慮した施工とする。